経営継続補助金



○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農業者の取組を支援します。

- ○対象者 農業者(個人·法人)
 - ※常時従業員が20人以下
 - ※支援機関(裏面)の支援を受けることが必要です。
- ○補助上限額
- ·単独申請

150万円

- ・グループ (共同)申請 1,500万円
- <補助の対象となる経費>
 - 1 経営継続に関する 取組に要する経費
 - ①機械装置等購入費
 - ②広報費·展示会等出展費
 - ③旅費
 - 4開発·取得費
 - 5雑役務費
 - 6借料
 - ⑦専門家謝金・専門家旅費
 - ⑧設備処分費
 - **⑨委託費·外注費**

補助率 3/4 補助上限額 100万円



の取組に要する経費

①消毒費用

(単独申請の例)

- ②マスク費用
- ③清掃費用
- ④飛沫対策費用
- ⑤換気費用
- ⑥その他の衛生管理費用
- ⑦ P R費用

補助率 定額
補助上限額 50万円

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中(原則、令和2年12月末まで)に 支払が完了した経費
- ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面へ

補助要件

「①経営継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1)作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入(※)
- (例2)作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース 統合やレイアウト変更
- (例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法 (ネット販売、無人販売等) の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例2) Web会議システムの導入

※ 接触機会を減らす省力化機械等の例



農薬散布用ドローン



野菜苗移植機



発情発見装置



果実等自動選別機

「支援機関」が農業者の申請や事業の実施をサポートします。

「支援機関」に指定される予定の機関

- 各JA
- 農業経営相談所 (県農業再生協議会)
- ●(一社)宮崎県農業法人経営者協会
- ●(一社)宮崎県養鶏協会
- ●みやざき地頭鶏事業協同組合
- ●(一社)宮崎県配合飼料価格安定基金協会
- ●(公社)宮崎県畜産協会

スケジュール(予定)

- ★申請開始 6月29日
- ★支援機関への書類提出

<u> 7月中旬まで</u>

詳しくは各支援関から案内を受けてください。

- ★一次受付締切 7月29日
 - (全国農業会議所提出)
- ★採択通知 8~9月頃

<問い合わせ先>

- JA組合員の方
- 上記以外の方
- ・・・ 最寄りの J A
- ・・・最寄りの市町村